

第1章

基本計画の考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 期 間
- 4 基本理念
- 5 構 成
- 6 基本目標

1 策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、我が国の最重要課題と位置づけられており、北斗市では平成18年2月に制定された「北斗市男女共同参画推進条例」の基本理念に則り平成28年3月に「北斗市男女共同参画基本計画」を策定し男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してまいりました。

男女共同参画への理解や全体としての意識改革は少しずつ進んできておりますが、根強く残る性別分担意識や女性の職業生活における活躍、配偶者等への暴力や各種ハラスメントなどの課題に対する継続した取組等が求められています。

こうした状況を踏まえ、北斗市における男女共同参画社会の実現に向けた施策を体系的に位置づける「第2次北斗市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この計画は、「北斗市総合計画」の個別計画の性格を有し、本市の他の諸計画との調整を図りながら、北斗市男女共同参画プラン推進協議会の意見をくみとり、それらの意向を尊重して策定したものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」及び「北斗市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく推進計画
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく基本計画
- (4) 「北斗市総合計画」が示す基本的な方向に沿って策定、推進する個別計画
- (5) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール5の達成に資する計画



*持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない」社会の実現を目指して経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの

3 期 間

令和3年度から概ね5年間とし、国、道の経済・社会情勢等の変化に応じ、見直しについて検討します。

4 基本理念

この計画の基本理念は、条例第3条（基本理念）に定められたとおりとします。

- (1) 男女共同参画社会の形成は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んじられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
- (2) 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- (3) 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- (4) 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際社会における取り組みを踏まえながら行わなければならない。

5 構 成

男女共同参画社会の実現を目指すため、条例に規定する5つの基本理念と、市、市民及び事業者等による主体的な活動と協働した取り組みを中心に、基本となる3つの目標を推進します。

6 基本目標

基本目標1 人間それぞれの“個”を認め合い、思いやりと優しさを育む社会の形成（一部「DV防止法」の基本計画）

基本目標2 対等な社会参加で能力発揮をめざす環境づくり（一部「女性活躍推進法」の推進計画）

基本目標3 安心して暮らせるための環境と健康づくり